

# エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画 (カーボンニュートラルに向けた投資促進税制) の申請方法・審査のポイント

(注1)本資料はカーボンニュートラルに向けた投資促進税制のみの申請を念頭においたガイドラインです。他の支援の併用を検討中の事業者はそれぞれのガイドライン等もご確認ください。

(注2)鉄道業に関する事業適応計画の申請に際しては、本資料の他、国土交通省ホームページに掲載の「鉄道車両を対象設備とする場合の留意点」をご覧ください。

# (目次)

## 1. 制度の概要 .....p.2

## 2. 炭素生産性について .....p.7

2-1. 炭素生産性の計算方法（計画全体） .....p.8

2-2. 炭素生産性の計算方法（生産工程効率化等設備：1%以上向上） .....p.14

## 3. 申請方法・審査のポイント .....p.19

3-1. 申請手続きのスケジュール等 .....p.20

3-2. 申請に必要な書類 .....p.26

3-3. 記載例・審査のポイント .....p.29

---> 具体的な手続きが知りたい方はこちらからご覧ください。

## 4. 問合せ先・FAQ等 .....p.37

# カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠**。
- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく**生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備**の導入に対して、**最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却の措置（注1）**する。

注1) 措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額又は所得税額の20%まで。

## 制度概要

【適用期限：2026年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定をに受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】

## 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

### <炭素生産性の相当程度の向上と措置内容>

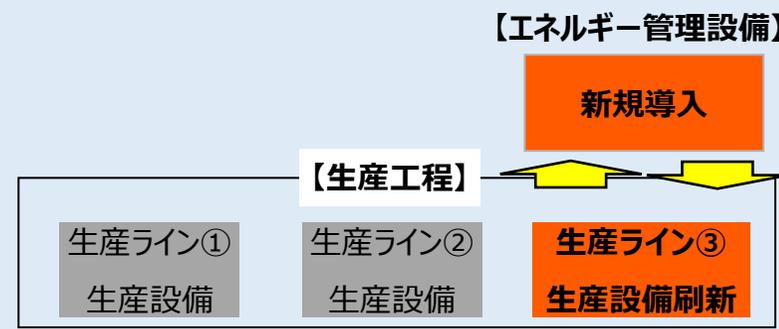
税額控除率については、企業区分及び認定された計画全体の炭素生産性の向上率によって異なります。

企業区分	炭素生産性の向上率	税制措置
中小企業者等 (注2)	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%
中小企業者等以外 の事業者	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%

注2) 中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の6第9項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の7第6項第1号に規定する中小企業者をいいます。詳細はp.6参照。

※これまでのCN投資促進税制で措置されていた大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備（「需要開拓商品生産設備」）に係る税制措置は2024年度から廃止となりました。

### <計画イメージ>



# 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入（計画の全体像）

- 設備投資による効果以外も含めて、炭素生産性を3年以内に15%以上（中小企業者等の場合は、10%以上）向上させる計画を作成し、認定を受けます。

## 取組のイメージ

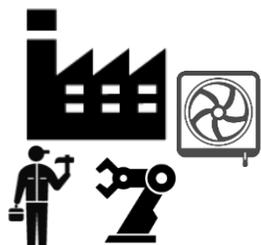
基準年度

計画  
認定

1年目

2年目

3年目（目標年度）



ファンの交換によるエネルギー消費量の削減によりCO2を削減するとともに光熱費が押さえられ付加価値額が増加。

設備更新によるエネルギー消費量の削減によりCO2を削減するとともに光熱費が押さえられ付加価値額が増加。

太陽光発電設備の導入により、CO2を大幅に削減。

付加価値額：50,000千円  
CO2排出量：500t/CO2

付加価値額：51,000千円  
CO2排出量：490 t/CO2

付加価値額：51,500千円  
CO2排出量：480 t/CO2

付加価値額：51,500千円  
CO2排出量：440t/CO2

炭素生産性：  
 $50,000 \text{千円} \div 500 \text{t/CO}_2$   
=100

炭素生産性：  
 $51,000 \text{千円} \div 490 \text{t/CO}_2$   
=104

炭素生産性：  
 $51,500 \text{千円} \div 480 \text{t/CO}_2$   
=107

炭素生産性：  
 $51,500 \text{千円} \div 440 \text{t/CO}_2$   
=117

炭素生産性の向上が15%以上のため計画認定の要件を満たしています。

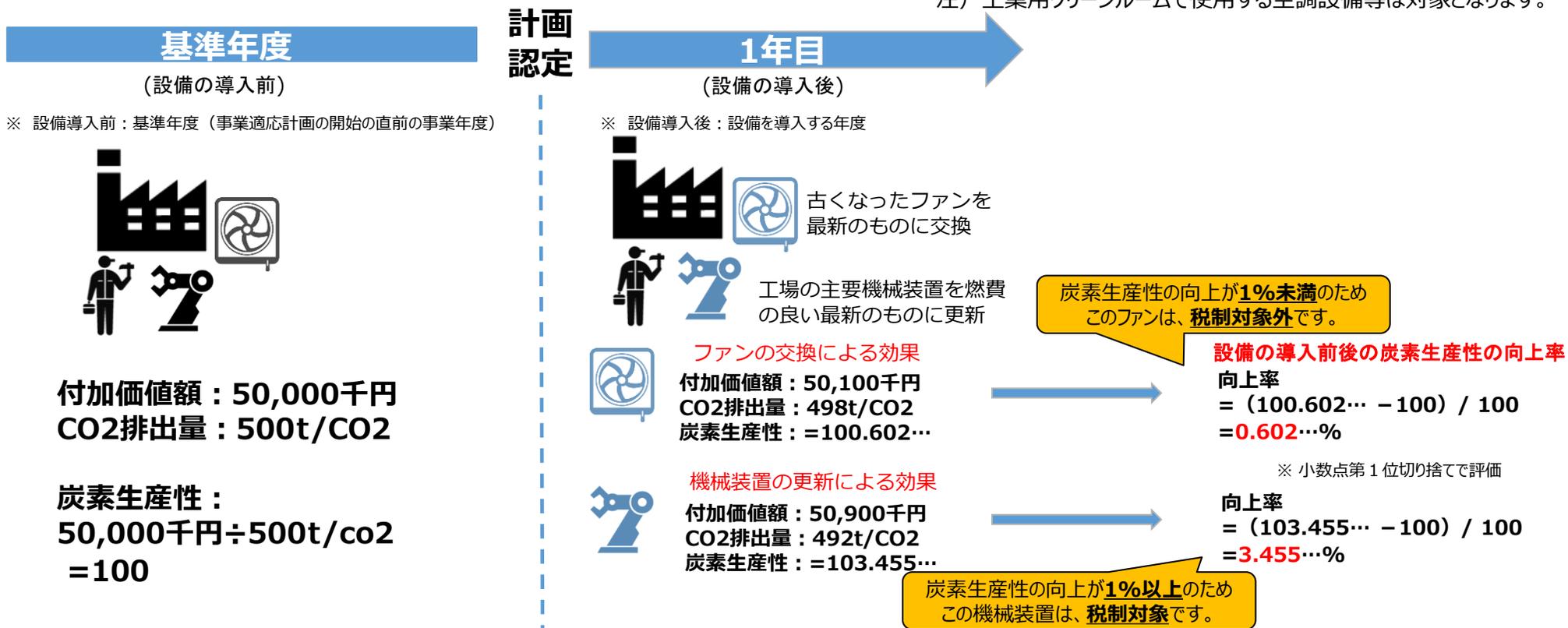
炭素生産性  
17%向上

炭素生産性の向上率  
=  $(117.7 \dots - 100) / 100$   
= 17.7...%

# 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入（設備の効果）

- 計画に記載された設備のうち、設備導入前後の事業所の炭素生産性を1%以上向上させる設備（「生産工程効率化等設備」といいます。）の設備投資に対して、次のいずれかの税制措置の適用を受けることができます。
  - ① 中小企業者等の場合は税額控除10%（炭素生産性を17%以上向上させる計画については14%）
  - ② 中小企業者等以外の場合は税額控除5%（炭素生産性を20%以上向上させる計画については10%）
  - ③ 特別償却50%（①、②と異なり、企業区分に関係なく適用可能です。）
- なお、広く一般に流通するLED等の照明設備及びエアコンディショナー（使用者の快適性を確保するために使用されるものに限る。）（注）は税制措置の対象外です。

注）工業用クリーンルームで使用する空調設備等は対象となります。



## 【参考】炭素生産性の向上要件の数値算出について

$$\text{炭素生産性} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

※付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

### ※炭素生産性の比較方法

$$\frac{\text{目標年度の炭素生産性} - \text{基準年度の炭素生産性}}{\text{基準年度の炭素生産性}} \times 100$$

(注1) 目標年度：エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の開始後3年以内に設定した年度  
基準年度：原則、エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の開始の直前の事業年度

(注2) エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画全体の炭素生産性を算定する単位の組合せは以下の①、②又は③です。また、設備の導入による効果（設備導入前後の炭素生産性の向上率）の算定単位は、①又は③で行います。  
ただし、計画全体において事業所を単位として算定できるのは、年間のエネルギー使用量が3,000kl以上の事業所である場合又は申請者が中小企業者等（p.6に記載の中小企業者等をいいます。）である場合に限りです。

- ① 目標年度：事業所      基準年度：事業所
- ② 目標年度：事業者全体      基準年度：事業者全体
- ③ 目標年度：事業所      基準年度：事業者全体（新設の事業所など、基準年度の炭素生産性の数値が存在しない場合）

(注3) 炭素生産性やエネルギー起源二酸化炭素排出量の詳細は、以下のホームページに掲載している「生産工程効率化等設備に関する命令」や本資料の次ページ以降をご確認ください。また、エネルギー起源二酸化炭素排出量の算出にあたっては、同じく以下のURLに掲載している「エネルギー起源二酸化炭素排出量等計算ツール」を活用いただくことも可能です。なお、省エネ法の定期報告における算出方法と同様ですので、同報告の対象事業者は既に計算している値をそのまま用いることが可能です。

経済産業省ホームページ：[https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku\\_kyoka/jigyo-tekio.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html)

(注4) エネルギー起源二酸化炭素排出量の算出にあたっては、電気事業者等の電気に関するメニューの切替等による温室効果ガスの削減は認められません。目標年度の炭素生産性を算出する際には、基準年度の炭素生産性の算出に用いた排出係数を用いてください。また、国内認証排出削減量（J-クレジット制度等によるもの）及び海外認証排出削減量（JCM等によるもの）は計算に加えることはできません。

## 【参考】中小企業者等の定義

エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画及びCN投資促進税制における「中小企業者等」とは、次の区分に応じ、それぞれ次の内容に該当する事業者をいいます。なお、中小企業基本法における「中小企業者」とは異なりますので、ご注意ください。

- 中小事業者：租税特別措置法第10条の5の6第9項第1号に規定する中小事業者をいい、具体的には、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。
- 中小企業者：租税特別措置法第42条の12の7第6項第1号に規定する中小企業者をいい、具体的には、次に該当する法人をいいます。
  - ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
  - ・ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人ただし、以下の法人は対象外となります。
  - ① 同一の大規模法人※から2分の1以上の出資を受ける法人
  - ② 2以上の大規模法人※から3分の2以上の出資を受ける法人
  - ③ 前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

※ 大規模法人とは、次の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

- (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
- (3) 大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）の100%子法人等

# (目次)

1. 制度の概要	.....	p.2
----------	-------	-----

2. 炭素生産性について	.....	p.7
--------------	-------	-----

2-1. 炭素生産性の計算方法（計画全体）	.....	p.8
-----------------------	-------	-----

2-2. 炭素生産性の計算方法（生産工程効率化等設備：1%以上向上）	.....	p.14
------------------------------------	-------	------

3. 申請方法・審査のポイント	.....	p.19
-----------------	-------	------

3-1. 申請手続きのスケジュール等	.....	p.20
--------------------	-------	------

3-2. 申請に必要な書類	.....	p.26
---------------	-------	------

3-3. 記載例・審査のポイント	.....	p.29
------------------	-------	------

4. 問合せ先・FAQ等	.....	p.37
--------------	-------	------

## 2-1. ① 計画全体の炭素生産性の計算

- エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（以下単に「計画」と言います。）には、「炭素生産性」を向上させていく取組を記載していきます。
- はじめに、「炭素生産性」は以下の式により計算します。
- この「炭素生産性」を目標年度と基準年度で比較して15%以上（中小企業者等の場合は、10%以上）向上させていく必要があります。

$$\text{炭素生産性} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量（注）}}$$

※付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

※炭素生産性の比較方法

$$\frac{\text{目標年度の炭素生産性} - \text{基準年度の炭素生産性}}{\text{基準年度の炭素生産性}} \times 100$$

目標年度：計画の開始後3年以内に設定した年度

基準年度：計画の開始の直前の事業年度

ただし、基準年度については、基準年度と目標年度の炭素生産性を適切に比較することが困難な場合に限り、エネルギー使用量が標準的な年度等を基準年度とみなすことが可能ですので、上記の方法ではどうしても合理的な計算が困難な場合は、事前相談でご相談ください。

注) エネルギー起源二酸化炭素排出量の算定にあたっては、電気事業者等の電気に関するメニューの切替等による温室効果ガスの削減は認められません。目標年度の炭素生産性を算出する際には、基準年度の炭素生産性の算出に用いた排出係数を用いてください。また、国内認証排出削減量（J-クレジット制度等によるもの）及び海外認証排出削減量（JCM等によるもの）は計算に加えることはできません。

## 2-1. ② 計画全体の炭素生産性の計算単位（事業者全体又は事業所）

- 基準年度と目標年度の炭素生産性は、事業者全体又は事業所を単位として計算します。計画全体における事業者全体又は事業所の組合せは以下の表1のとおり3通りです。
- ただし、計画全体の炭素生産性の目標値を事業所単位とできるのは、年間のエネルギー使用量が3,000kl以上の事業所である場合又は申請者が中小企業者等※である場合のみです。

※p.6に記載の中小企業者等をいいます。

基準年度と目標年度の炭素生産性の目標値を計算する単位の組合せ

	基準年度	目標年度
①	事業所 ※①のパターンは、年間3,000kl以上の事業所又は申請者が中小企業者等の場合に該当。	事業所
②	事業者全体	事業者全体
③	事業者全体 ※③のパターンは、新設の事業所など、基準年度の炭素生産性の数値が存在しない場合に該当。	事業所

※「事業者全体」は、「設備を導入する事業所で営む事業と同種の事業を営む事業所全体」と読み替えて適用することが可能です。多様な業を営むなど、事業者全体の炭素生産性を比較することが合理的でない場合などがあれば、事前相談でご相談ください。

基準年度と目標年度の炭素生産性の目標値を計算する単位の組合せ

単位	中小企業者等	中小企業者等以外	
		3,000kl以上の事業所	3,000kl未満の事業所
事業者全体	○	○	○
事業所	○	○	× ※3,000kl未満の事業所を計画に含めるためには、事業者全体を単位として計画全体の目標設定が必要。

※「○」の場合は該当する単位での計画の作成が可能です。「事業者全体」、「事業所」のどちらも○の場合は計画の内容に応じてどちらかを選択ください。

## 2-1. ③ 計画全体の炭素生産性の向上率を計算する

- 基準年度から目標年度にかけてどれだけ炭素生産性が向上するか計算します。また、計算した書類は、申請時に添付書面として提出いただきます（[p.26の添付書面③ i](#)）に該当）。

計画全体の炭素生産性の向上率の計算のイメージ

年度	基準年度	計画初年度	計画2年度	目標年度
	2024	2025	2026	2027
炭素生産性の計算単位	事業所	事業所	事業所	事業所
付加価値額	20,250,000	20,250,500	20,351,000	20,351,000
（営業利益）	7,500,000	7,500,000	7,600,000	7,600,000
（人件費）	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000
（減価償却額）	750,000	750,500	751,000	751,000
エネルギー起源二酸化炭素排出量	90,000	89,500	89,000	81,000
炭素生産性	225.0000	226.2626	228.6629	251.2469
炭素生産性向上割合	—	0.6%	1.6%	11.7%

（金額単位：千円、エネ起源CO2排出量単位：t/CO2）

以下のホームページに「[事業適応計画の認定申請書 添付書面②\(計算ツールなど\)](#)」というエクセル資料を掲載しています。本資料中のシート「[7](#)」の「[炭素生産性目標\(CN投資促進税制\)](#)」をご活用ください。これと同様の内容が確認できれば、任意の様式で提出していただいても構いません。

経済産業省ホームページ：[https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku\\_kyoka/jigyo-tekio.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html)

## 2-1. ④ 付加価値額の根拠資料

- 2-1. ③ の計算に用いた付加価値額の根拠資料を提出してください。様式は自由です。  
([p.26の添付書面③ ii](#)) に該当)
- 既存の財務諸表等から分かる場合は、当該資料を提出頂くことで構いませんが、どの数値を用いたか分かるよう補足ください。また、目標年度の付加価値額を見積もり、上昇又は減少させている場合は、どのような考え方の元で見積もっているのか説明をしてください。

付加価値額の根拠資料のイメージ

	基準年度 (〇〇年度)	…	目標年度 (〇〇年度)
売上高	10,000	…	10,000
売上原価	3,000	…	3,000
(うち人件費)	1,000	…	1,000
(うち減価償却費)	500	…	1000
その他	1,500	…	1,450
売上総利益	7,000	…	7,000
販売費及び 一般管理費	5,000	…	5,000
(うち人件費)	2,500	…	2,500
(うち減価償却費)	1,500	…	2,500
その他	1,000	…	950
営業利益	2,000	…	2,000

(金額単位：千円)

設備投資により減価償却資産の帳簿価額が〇〇円増加、年間〇〇円の減価償却費が見込まれる。

設備投資による省エネ効果（原油換算で年間〇〇kl削減）により、光熱費〇〇円の削減が見込まれるため販管費が減少と見積もった。

※本イメージは一例であり、考え方や根拠が分かれば、説明方法は問いません。

※イメージであり、前ページの付加価値額とは一致していません。

## 2-1. ⑤ エネルギー起源二酸化炭素排出量の根拠資料

- 2-1. ③ の計算に用いたエネルギー起源二酸化炭素排出量の根拠資料を提出してください。様式は自由です。(p.26の添付書面③ ii) に該当)
- ホームページの計算ツールを用いて計算した場合は、当該ツールを提出することで根拠資料とします。他のツール等を用いた場合は、それを提出するとともに計算に用いた係数等がわかるようにしてください。

エネルギー起源二酸化炭素排出量の根拠資料のイメージ

エネルギーの種類	使用量		係数			CO2排出量		
			単位発熱量	排出係数	CO2/C	CO2基礎排出量	調整後排出係数等を用いたCO2排出量 ※1	
	単位	数値	GJ/単位	t-CO2/kWh	× 44/12	t-CO2	t-CO2	
電気	買電(購入電気)	千kWh	1,000	「1. 電気の入力欄」参照			457	442
	<b>電気合計</b>						<b>457</b>	<b>442</b>
			GJ/単位	t-C/GJ	× 44/12			
燃料	原油	kl	100	38.2	0.0187	44/12	262	262
	コンデンセート	kl		35.3	0.0184	44/12		
	その他の燃料	テナント空調推計値	GJ	-	0.057	t-CO2/GJ		
	<b>燃料合計</b>						<b>2,506</b>	<b>2,506</b>
					t-CO2/GJ			
熱	産業用蒸気	GJ	-	0.060	-			
	冷水	GJ	-	0.057	-			
	<b>熱合計</b>							
<b>CO2排出量 tCO2</b>						<b>2,962</b>	<b>2,947</b>	

以下のホームページに「**エネルギー起源二酸化炭素排出量等計算ツール**」を掲載しています。こちらを活用してCO2排出量を計算し、根拠資料として提出することが可能です。

経済産業省ホームページ：  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku\\_kyokua/jigyo-tekio.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyokua/jigyo-tekio.html)

# (目次)

1. 制度の概要 .....p.2

2. 炭素生産性について .....p.7

2-1. 炭素生産性の計算方法（計画全体） .....p.8

2-2. 炭素生産性の計算方法（生産工程効率化等設備：1%以上向上） .....p.14

3. 申請方法・審査のポイント .....p.19

3-1. 申請手続きのスケジュール等 .....p.20

3-2. 申請に必要な書類 .....p.26

3-3. 記載例・審査のポイント .....p.29

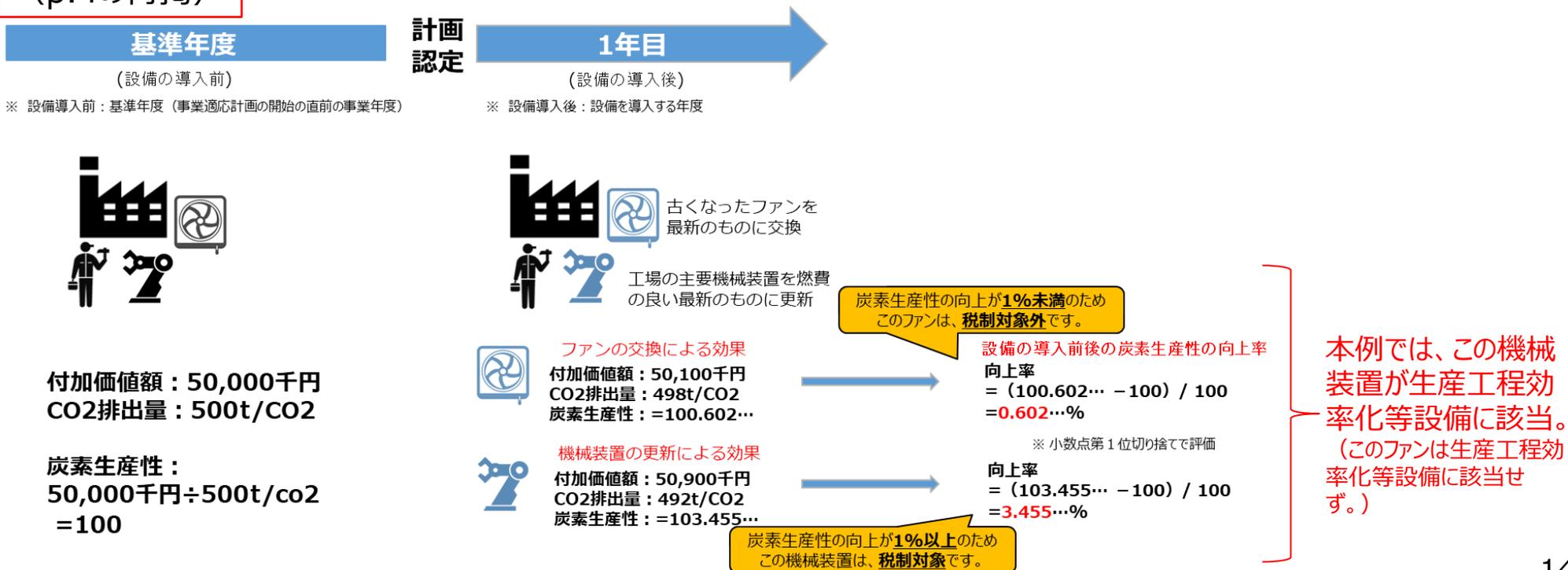
4. 問合せ先・FAQ等 .....p.37

## 2-2. ① 生産工程効率化等設備とは

- 計画に記載した、計画の取組に必要な「生産工程効率化等設備」は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（CN投資促進税制）の対象になります。
- 「**生産工程効率化等設備**」とは、その設備を導入した事業所（工場や店舗など）の炭素生産性を設備の導入前後で**1%以上向上**させる効果を持つ「**機械装置**」、「**器具備品**」、「**建物附属設備**」、「**構築物**」、「**車両（国土交通大臣が定める鉄道車両に限る。）**」※です。ただし、広く一般に流通するLED等の照明設備及びエアコンディショナー（使用者の快適性を確保するために使用されるものに限る。）は税制措置の対象外です。

(p.4の再掲)

※詳細については、国土交通省ホームページ掲載「鉄道車両を対象設備とする場合の留意点」をご参照ください。



## 2-2. ② 生産工程効率化等設備の炭素生産性の計算

- 基本的には、計画全体の炭素生産性の考え方と同じですが、設備の導入前の炭素生産性と設備の導入後の炭素生産性を比較する点が異なります。
- 炭素生産性を設備の導入前後で比較して1%以上向上させていく必要があります。

$$\text{炭素生産性} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量 (注)}}$$

※付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

※炭素生産性の比較方法

$$\frac{\text{設備の導入後の炭素生産性} - \text{設備の導入前の炭素生産性}}{\text{設備の導入前の炭素生産性}} \times 100$$

設備の導入後：設備を導入する年度

ただし、設備の導入時期が年度途中であること等により、当該設備を導入する年度において十分な炭素生産性の向上効果が現れないことが見込まれる場合にあっては、その翌年度とすることができます。設備を導入する年度ではどうしても合理的な計算が困難な場合は、事前相談でご相談ください。

設備の導入前：事業適応計画の開始の直前の事業年度

注) エネルギー起源二酸化炭素排出量の算定にあたっては、電気事業者等の電気に関するメニューの切替等による温室効果ガスの削減は認められません。目標年度の炭素生産性を算出する際には、基準年度の炭素生産性の算出に用いた排出係数を用いてください。また、国内認証排出削減量（J-クレジット制度等によるもの）及び海外認証排出削減量（JCM等によるもの）は計算に加えることはできません。

## 【参考】組織再編成等が行われた場合の認定事業計画の認定の承継・継続について

- 認定事業計画の認定事業者としての地位は、認定を受けた事業者（認定事業者）に属することから、対象資産の取得前に事業の譲渡等により認定事業計画に記載された事業を他の事業者に移転しても、その認定事業者としての地位は、他の事業者に承継されません。したがって、他の事業者は、その認定事業計画に記載された資産についてCN投資促進税制の適用を受けることができません。
- なお、複数事業者が共同で事業適応計画の認定を受けている場合において、対象資産の取得前に、その複数事業者の間で、対象資産の取得予定事業者が認定事業計画に記載された事業を移転する吸収合併、吸収分割又は事業譲渡（吸収合併等）が行われるときは、その吸収合併等後もその計画の認定事業者が存続するため、その計画の認定は継続され、改めて事業適応計画の認定を受ける必要はありません。ただし、この場合、あらかじめ計画変更の認定が必要となります。
- また、株式交換、株式移転、株式交付又は株式の譲渡により、認定事業者が子会社化される場合においても、その計画の認定事業者が存続するため、その計画の認定は継続され、改めて事業適応計画の認定を受ける必要はありません。

※ 認定事業計画の認定の継続について、不明な点あればご相談ください。

## 2-2. ③ 生産工程効率化等設備の炭素生産性の計算単位

- 生産工程効率化等設備は、その設備を導入した事業所（工場や店舗など）の炭素生産性を設備の導入前後で1%以上向上させる効果を持つ設備であるため、事業所を単位として計算します。

※鉄道車両を導入する場合の事業所は、その車両が所属する車両基地とします。詳細については、国土交通省ホームページに掲載の「鉄道車両を対象設備とする場合の留意点」をご参照ください。

### 設備の導入前後の炭素生産性の目標値を計算する単位の組合せ

	設備の導入前	設備の導入後
①	事業所	事業所
②	事業者全体 ※②のパターンは、新設の事業所など、基準年度の炭素生産性の数値が存在しない場合が該当します。	事業所

※「事業者全体」は、「設備を導入する事業所で営む事業と同種の事業を営む事業所全体」と読み替えて適用することが可能です。多様な業を営むなど、事業者全体の炭素生産性を比較することが合理的でない場合などがあれば、事前相談でご相談ください。

## 2-2. ④ 生産工程効率化等設備の炭素生産性の計算単位

- 「炭素生産性の向上率（1%以上向上）」の算定根拠が分かる資料を提出してください。様式は自由です。（[p.26の添付書面③ iii](#)）に該当）

### 生産工程効率化等設備の炭素生産性の向上率の計算根拠のイメージ

X工場 生産ラインAに導入する機械装置（○×設備）による向上率

	設備の導入前 (〇〇年度)	設備の導入後 (〇〇年度)
付加価値額	10,000	10,000
エネルギー起源二酸化炭素 排出量	7,000	6,915
炭素生産性	1.4285	1.4461
向上率		1.23%

(金額単位：千円、エネルギー起源CO2排出量単位：t/CO2)

(補足) 付加価値額の内訳は、以下のとおり。

売上総利益：〇〇千円  
人件費：〇〇千円  
減価償却費：〇〇千円

また、エネルギー起源二酸化炭素排出量については、導入する機械装置一式により、年間のエネルギー消費量が〇〇kl（原油換算）削減が見込めることからCO2が200t/CO2削減となる。

計算ツールを使用したり、外注等した場合はその計算ツールや納入されたデータ等で、「炭素生産性の向上率(1%以上向上)」の算定根拠の記載が確認できるものを提出してください。

※本イメージは一例であり、考え方や根拠が分かれば、説明方法は問いません。

# (目次)

## 1. 制度の概要 .....p.2

## 2. 炭素生産性について .....p.7

2-1. 炭素生産性の計算方法（計画全体） .....p.8

2-2. 炭素生産性の計算方法（生産工程効率化等設備：1%以上向上） .....p.14

## 3. 申請方法・審査のポイント .....p.19

3-1. 申請手続きのスケジュール等 .....p.20

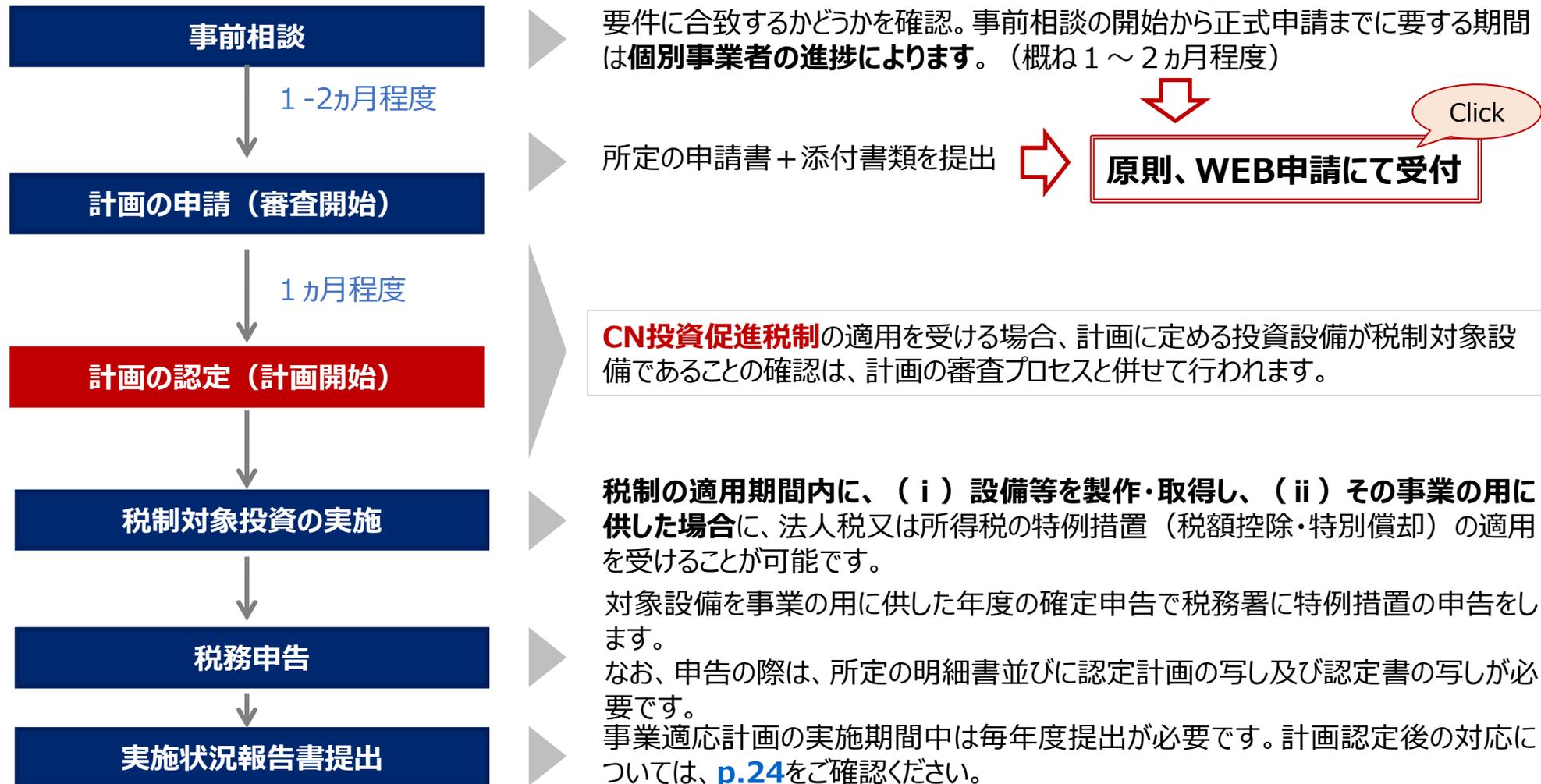
3-2. 申請に必要な書類 .....p.26

3-3. 記載例・審査のポイント .....p.29

## 4. 問合せ先・FAQ等 .....p.37

### 3-1. ① 申請手続のスケジュールイメージ

**□ 計画の認定を希望する際、計画の認定(計画開始)を予定している時点から、約2カ月程度前に事業を所管している省庁への事前相談が必要です。**

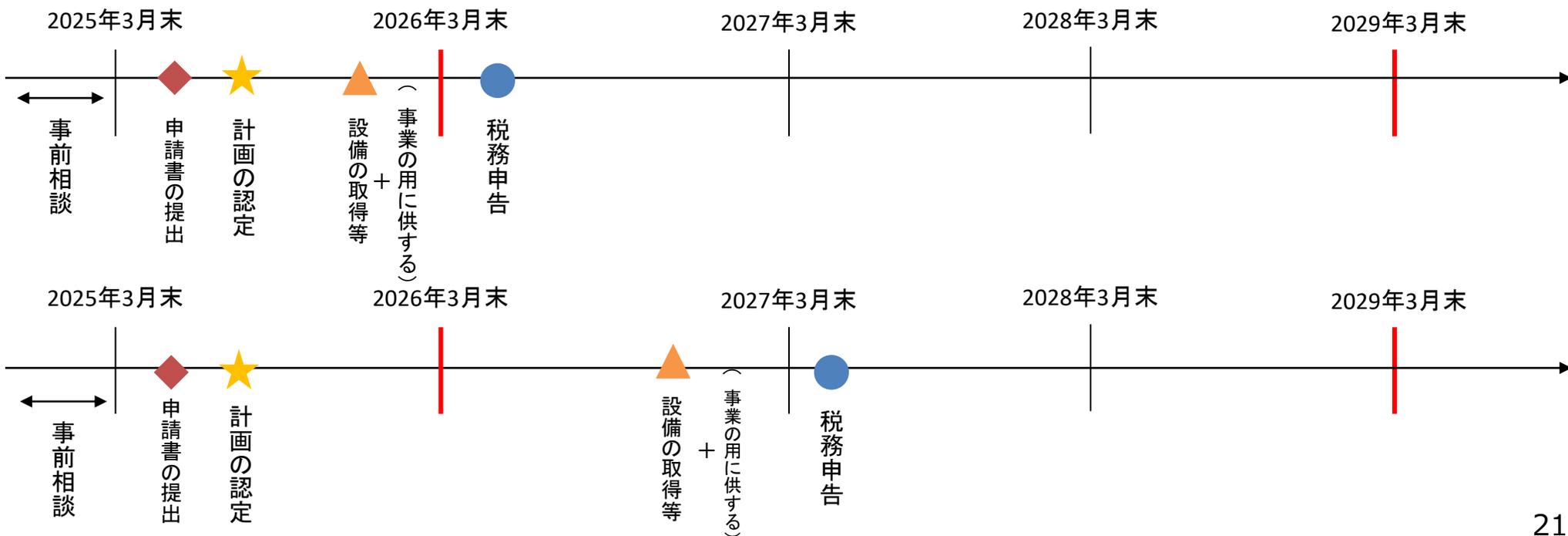


### 3-1. ② 適用期限と設備の取得等のタイミング

- 税制の適用を受けるためには、2026年3月31日（計画の認定期限）までに計画の認定を受け、その認定※を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に、対象設備を取得又は製作若しくは建設（取得等）をし、国内にある認定事業者の事業の用に供する必要があります。
- 計画の認定審査には一定の期間（前ページ参照）を必要とし、またその期間は計画の内容によっても異なりますので、計画の認定期限間際に計画の申請を行っても、認定期限までに認定を受けられず、税制措置の適用を受けられない可能性がございます。余裕をもって早めに申請ください。
- また、計画の認定後に設備を取得等する必要がありますのでご注意ください。

※最初の認定を受けた日になります。

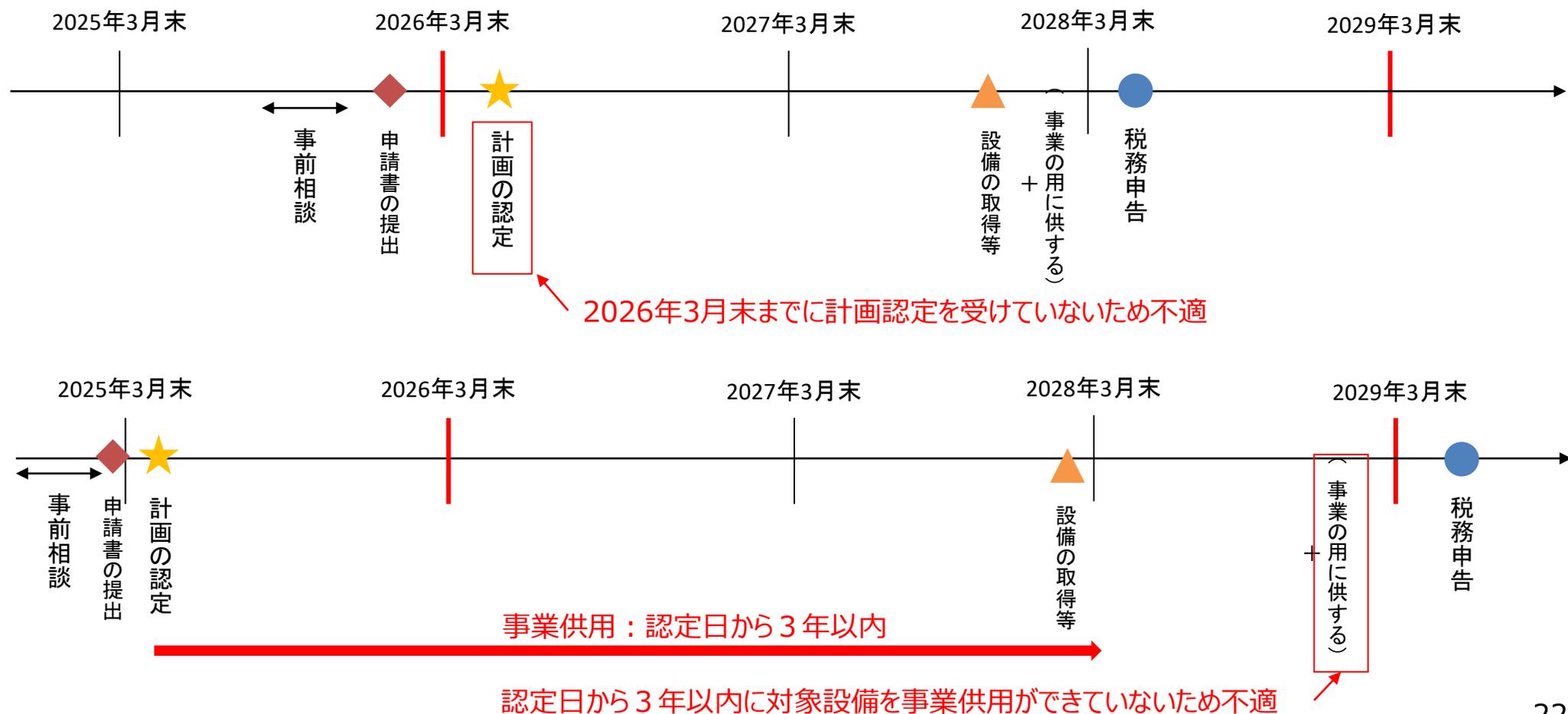
#### 取得等のタイミング（税制措置の対象となる場合の例）



### 3-1. ③ 認定、事業供用のタイミング

- 2026年3月31日までに計画認定を受けることができなかった場合（計画の申請のみを行う等）や、認定を受けた日から3年以内に対象設備を事業の用に供することができなかった場合は、税制措置の対象となりませんのでご注意ください。

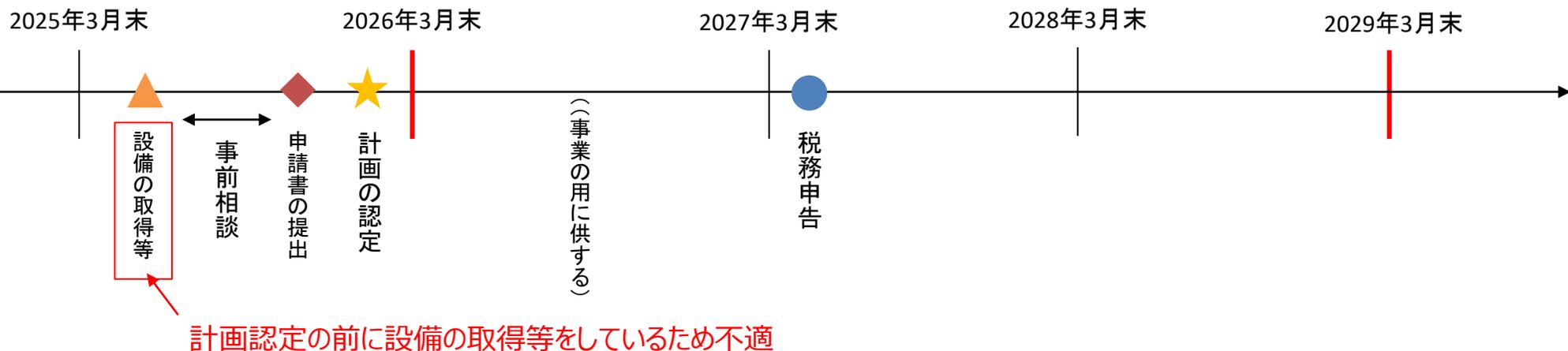
認定、事業供用のタイミング（税制措置の対象とならない場合の例）



### 3-1. ④ 設備の取得等、事業供用のタイミング

- 計画の認定前に設備の取得等をしている場合や対象期間外に設備を事業の用に供した場合は、税制措置の対象になりませんのでご注意ください。

設備の取得等、事業供用のタイミング（税制措置の対象とならない場合の例）



## 【参考】計画認定後の対応

認定を受けた計画は、各認定省庁のホームページ等で**原則ただちに公表**されます。公表される資料は申請書に記載された内容となりますが、**事業者の事実上の機密に該当する部分については、公表対象外とすることが出来ます**ので、ご相談ください。

### □ 計画の実施状況の報告

計画期間中の毎事業年度、計画の実施状況について、所定の様式に従って報告いただきます。報告書の提出時期は原則、認定事業者の**事業年度終了後3ヶ月以内**となり、**毎年度公表**されます。

なお、事業年度の途中であったとしても、計画の実施に影響する事実が生じ、又は生じるおそれがある場合には、ただちに認定省庁にご相談ください。

### □ 計画の変更

実施中に計画を大きく変更する場合には、変更申請を行い、その認定を受ける必要があります。例えば、**炭素生産性向上の目標値の大幅な変更**や、**前向きな取組の内容の大幅な変更**、**企業区分の変更**、**導入決定された設備をよりエネルギー消費効率向上する設備へ変更しCN投資促進税制の対象設備とするための変更**などが対象となります。

認定を受けた計画の公表は、変更計画においても同様ですので、変更計画の認定の後に公表されます。

### □ 計画の終了

計画の実施期間が終了すれば、その結果を報告いただきます。**実施状況の報告と同様に公表**されます。

# (目次)

1. 制度の概要 .....p.2

2. 炭素生産性について .....p.7

2-1. 炭素生産性の計算方法（計画全体） .....p.8

2-2. 炭素生産性の計算方法（生産工程効率化等設備：1%以上向上） .....p.14

**3. 申請方法・審査のポイント .....p.19**

3-1. 申請手続きのスケジュール等 .....p.20

**3-2. 申請に必要な書類 .....p.26**

3-3. 記載例・審査のポイント .....p.29

4. 問合せ先・FAQ等 .....p.37

## 3-2. 申請に必要な書類

- (1) 認定申請書
  - p.29から、認定申請書の記載例をもとに解説します。
- (2) 添付書類
  - 認定申請書の他に、下記の書面の添付が必要です。

### 添付書面一覧

	書類		書類
①	定款の写し又はこれに準ずるもの	⑤	事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類 原則、2024年4月1日以後に決議又は決定がされたものに限りです。 (p.32参照)。
②	直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）	⑥	計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類 ※様式第18の2「別表4」の提出をもって資金の使途及び調達方法についての内訳が分かる書類とします (p.36参照)。
③	計画を実施することにより、生産性が相当程度向上することを示す書類 ※生産工程効率化等設備の導入を伴う計画の場合に必要です。 ※具体的には右記の書類が必要です。	⑦	暴力団でないことを示す書類 ※具体的には右記のいずれにも該当しないことを示す書類が必要です。
	i) 計画全体の炭素生産性の向上率を示す書類 (p.10参照) ii) i) の付加価値額とエネルギー起源二酸化炭素排出量の根拠書類 (p.11,12参照) iii) 生産工程効率化等設備の炭素生産性の向上率の根拠資料 (p.18参照)		
④	計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類 ※計画終了年度に黒字となる計画である必要があります (次ページ参照)。		

## 【参考】添付書面④の財務内容の健全性が向上することを示す書類（前ページ補足）

- 計画終了年度に黒字となる（計画終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となる）計画であることを示してください。

### 財務内容の健全性が向上することを示す書類のイメージ

$\frac{\text{①経常収入}}{\text{②経常支出}} \times 100$ $= \frac{20,000}{19,000} \times 100$ $= 105.3$	〇〇年〇月期	
	経常収入	20,000
	売上高	15,000
	営業外収益	4,000
	...	...
	経常支出	19,000
	売上原価	4,000
	販売費及び一般管理費	10,000
	...	...

以下のホームページに「事業適応計画の認定申請書 添付書面②(計算ツールなど)」というエクセル資料を掲載しています。本資料のシート「9」の「経常収支比率」を活用頂くか、これと同様の内容が確認できる書類を任意の様式で提出してください。

経済産業省ホームページ：[https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku\\_kyoka/jigyo-tekio.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html)

# (目次)

1. 制度の概要 .....p.2

2. 炭素生産性について .....p.7

2-1. 炭素生産性の計算方法（計画全体） .....p.8

2-2. 炭素生産性の計算方法（生産工程効率化等設備：1%以上向上） .....p.14

**3. 申請方法・審査のポイント** .....**p.19**

3-1. 申請手続きのスケジュール等 .....p.20

3-2. 申請に必要な書類 .....p.26

**3-3. 記載例・審査のポイント** .....**p.29**

4. 問合せ先・FAQ等 .....p.37

### 3-3. ① 記載例・審査のポイント

- 計画の認定を受けたい事業者は、計画の認定申請書を作成し、その事業適応に係る事業分野を所管する業所管大臣に提出し、審査・認定を受ける必要があります。
- まず、認定申請書の「**1. 事業適応の目標**」の記載内容を確認していきます。

#### 申請書の記載例

##### 1. 事業適応の目標

###### (1) 事業適応に係る事業の目標

近年、気候変動問題への対応を成長の機会ととらえる国際的な潮流が加速している。我が社においてもこうした流れに対応し、企業としての価値を高めて行くべく、製品の製造時に排出されるCO2を減少させていくことで付加価値の創出と環境への負荷低減を両立させていく。

###### (2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2025年度より事業適応を開始し、2027年度（目標年度）までに我が社全体の炭素生産性を18.7%向上することを目標とする。  
また、従来よりも製造段階でのCO2排出排出量が少ない製品の生産拡大させることで、現在の〇%のシェアから、中長期的に〇%程度の市場シェアの拡大を目指す。

###### (3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2027年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

- 事業適応に係る事業の目標（事業適応を行おうとする背景となる経済社会情勢の変化及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載してください。
- 事業に伴うCO2排出量の削減など、環境への負荷の低減を図っていくことを目標に掲げてください。

- 計画全体（事業者全体単位又は事業所単位で設定：[p.9参照](#)）としての炭素生産性の目標値を記載してください。
- 最低限、炭素生産性を3年以内に15%以上（中小企業者等の場合は、10%以上）向上させることを目標とする必要があります。
- **目標値**（左記の場合18.7%）の**計算の根拠資料**を添付してください（[p.10~12,18参照](#)）
- 事業所等のエネルギー起源二酸化炭素排出量が増加する場合には、今後、環境負荷の低減を図りながら、生産の拡大により、市場の獲得を目指す計画が対象となりますので、中長期的にどの程度の市場を獲得を目指すのか記載してください。

- 事業適応終了年度に経常利益を計上する（黒字となる）ことを目標に掲げてください。
- **根拠資料として添付書面④を提出**してください（[p.26,27参照](#)）。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

### 3-3. ② 記載例・審査のポイント

- 次に、「2. 事業適応の内容及び実施時期」の記載内容を確認していきます。

#### 申請書の記載例

##### 2. 事業適応の内容及び実施時期

###### (1) 事業適応に係る事業の内容

###### ① 事業適応の類型

③エネルギー利用環境負荷低減事業適応

- CN投資促進税制を利用する場合は、「③エネルギー利用環境負荷低減事業適応」と記載します。

###### ②計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

はん用機械器具製造業（25）  
計画の対象となる事業は主に〇〇を製造するものであるため。

- 計画の対象となる事業（日本標準産業分類の事業分類を併せて記載する。）を明記するとともにその選定理由を記載します。  
例：機械の「製造」と「不動産業」を行っているが、今回の取組は機械の製造事業のみ → はん用機械製造業（25）  
日本標準産業分類は、e-Statで検索できます。  
<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10?revision=03>

###### ③事業適応の具体的内容

計画初年度では、虎ノ門倉庫に太陽光発電設備及び蓄電池を導入することで、CO2排出量を年間●t/CO2削減し、炭素生産性を1.5%向上させていく。

計画2年目は、虎ノ門倉庫に設置しているファンを省エネ性能優れた最新型のファンに更新する。これにより●%の省エネを達成し、炭素生産性2.0%を向上させていく。

目標年度では、本社工場で使用しているエアブロー機器をパルスブロータイプのエアブロー機器に更新する。パルスブロータイプのエアブロー機器は、従来のものより省エネ性能が○%優れているため、電力消費に伴うCO2排出量を減少させることが可能であり、炭素生産性を向上させていく。

目標年度には、我が社全体の炭素生産性を上記の設備投資と合わせて18.7%向上させることを見込む。

- 「1. 事業適応の目標（2）」（[前ページ参照](#)）で記載した炭素生産性の目標値（%）の達成に向けた具体的な内容を要約的に記載します。
- いつ、どこに、どのような設備を導入する予定か、その設備を導入することで、なぜ炭素生産性が上がるのかを記載してください。
- 主にこの欄に記載された内容と別表2-3、別表3の内容をもとに、税制対象の設備となるかを審査していきます。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

### 3-3. ③ 記載例・審査のポイント

- 「2. 事業適応の内容及び実施時期」の続きを確認していきます。

#### 申請書の記載例

##### 2. 事業適応の内容及び実施時期

###### (2) 事業適応を行う場所の住所

東京都千代田区霞が関〇丁目〇-〇 (本社工場)  
東京都千代田区霞が関〇丁目〇-〇 (虎ノ門倉庫)

・「事業適応を行う場所」とは、生産工程効率化等設備を導入する工場や店舗のことを指します。

###### (3) 事業適応に伴う設備投資等の内容

別表2-3のとおり。

・生産工程効率化等設備の内容を別表2-3に記載します。  
(p.33,34参照)。

###### (4) 事業適応の実施時期

###### ①事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 2025年4月、終了時期 2028年3月

・年月をもって記載します。3年以内となるよう設定してください。  
・開始時期は、申請日ではなく、計画認定より後の時期にする必要があります。申請から認定までの目安はp.20を参照ください。  
・実施期間は、年度途中からでも構いません。(例：2025年8月～2028年3月)

###### ②毎事業年度の実施予定

別表3のとおり。

・毎事業年度の実施予定を別表3に記載します (p.35参照)。

###### (5) 事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

###### ①必要な資金の額及び調達方法の概要

設備の購入に500万円が必要であり自己資金と借入で賄う。

・おおよその見積額、予定を記載します。

###### ②必要な資金の額及び調達方法

別表4のとおり。

・必要な資金の額及び調達方法の内訳を別表4に記載します。  
(p.36参照)。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

### 3-3. ④ 記載例・審査のポイント

- 「3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程」の記載内容を確認していきます。

#### 申請書の記載例

##### 3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

添付書面の取締役会の議事概要のとおり。

- 原則、p.26の添付書面⑤「事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類」の提出で足りるものとします。
- 「取締役会その他これに準じる機関」での意思決定されたものであることが分かるようにしてください。
- 個人事業主や取締役会がない法人（合同会社等の法人）の場合は、代表者の意思であることが確認できるようにしてください。
- 2024年3月31日までに、具体的な設備投資金額を含め、組織として投資決定している設備は対象となりません。認定申請にあたっては、設備投資計画を含めた事業適応の経営の方針の決議又は決定の過程を示す資料を提出してください。なお、同日以前に決議又は決定がされた投資計画であっても、以下のいずれかに該当するエネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が高まることが認められる変更が行われ、2024年4月1日以後に改めてその経営の方針の決議又は決定がされた場合のその決議又は決定に係るものは、対象となります。
  - ① 導入することが決定されている設備を、よりエネルギー消費効率が高い設備へ変更する。
  - ② 導入することが決定されている設備とセットで用いることで、エネルギーの合理的な利用を実現することができる設備を追加で導入する。
  - ③ 導入することが決定されている設備投資を1年以上前倒す。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

### 3-3. ⑤ 記載例・審査のポイント 別表2-3 (1)

- 別表2-3 (1) に、生産工程効率化等設備を導入する工場や店舗の情報を記入します。

別表2-3 (エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容)

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容

(1) 企業及び事業所の概要

中小企業者等の該当の有無	設備を導入する事業所の概要		
	事業所の名称	事業所の住所	エネルギー使用量（原油換算）3,000キロリットル以上の該当の有無
有	本社工場	東京都千代田区霞が関〇丁目〇-〇	無
	虎ノ門倉庫	東京都千代田区霞が関〇丁目〇-〇	無

- p.6に記載されている中小企業者等に該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載する。

- 省エネ法上の「第一種エネルギー管理指定工場」に指定されている場合は「有」とします。
- なお、新設の事業所で目標年度に3000kl以上となる場合は「有」としてください。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

### 3-3. ⑥ 記載例・審査のポイント 別表2-3 (2)

- 別表2-3 (2) に、生産工程効率化等設備の内容を記入します。

別表2-3 (エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容)  
エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容

- 生産工程効率化等設備の税務上の区分「機械及び装置」、「器具及び備品」、「建物附属設備」、「構築物」、「車両及び運搬具」のいずれかが入ります。

- 生産工程効率化等設備は、小数点第1位切り捨てで評価します。(例：0.98の場合は、生産工程効率化等設備とはなりません。)
- 別表2-3には、便宜上小数点第2位切り捨てで小数点第1位まで記入してください。
- 計算の根拠資料を添付してください (p.18,26参照)。

(2) 生産工程効率化等設備の内容

- 年月をもって記載します。

	事業所名	種類	設備等の名称	炭素生産性の向上率 (%)	数量	事業の用に供する時期	合計金額 (千円)
1	虎ノ門倉庫	建物附属設備	太陽光発電設備	1.5	1	2026年2月	3,000
2	虎ノ門倉庫	機械及び装置	蓄電池	1.5	5	2026年2月	500
3	虎ノ門倉庫	建物附属設備	ファン	2.0	1	2026年6月	1,100
4	本社工場	機械及び装置	エアブロー機器	1.2	1	2027年5月	2,000
						合計	6,600

- 「2.(1) ③事業適応の内容」と「別表2-3 (1) 企業及び事業所の概要」に記載した内容と整合的 (どこに、どの設備) である必要があります。

- 複数の設備をセットで用いることを前提にその機能を発揮するものやエネルギーの合理的な利用を実現するものについては、それらを一式の設備として計算することが可能です。この場合、向上率は同じ数値が記入されることになります。
- ホームページのQ A「No.8,9」を参照ください (p.40参照)。

- 蓄電池のように複数個を一括設置するような設備は、資産台帳に記載する数量と同じ数を記載してください。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

### 3-3. ⑦ 記載例・審査のポイント 別表3

- 別表3に、事業適応に伴う設備投資の内容を記載します。

- 事業適応に伴う設備投資等の内容が分かるように、2.(1)③の詳細を記載する (p.30参照)。
- いつ、どこに、どのような設備を導入する予定か、その設備を導入することで、なぜ炭素生産性が上がるのか、その設備は事業適応の中でどの用に使われるのかを記載してください。

別表3 (事業適応の実施)  
事業適応の実施時期

年 度	実 施 内 容
2025年度	2024年度現在、虎ノ門工場では、我が社では自家発電や再エネ電力の購入は行っておらず、消費電力の100%を電力会社からの購入電力で賄っている。今回、太陽光発電設備及び蓄電池を組み合わせ導入することで、虎ノ門工場のCO2排出量を年間〇t/CO2削減することが可能であり、別表2-3(2)のとおり炭素生産性1.5%向上させることを見込む。
2026年度	虎ノ門倉庫に設置しているファンは、工場建設時に設置したものであり、メンテナンスにもコストがかかっているほか、消費電力も最新の型のもの比べて大きい。計画2年目に、このファンを省エネ性能優れた最新型のファンに更新する。これにより〇%の省エネを達成し、別表2-3(2)のとおり炭素生産性2.0%を向上させていく。
2027年度	本社工場では、〇〇といった事業を行っており、その過程で〇〇をするためエアブロー機器を使用している。そのためエアブロー機器は、一連の製造工程で必ず用いるため、年間のエネルギー消費量も多い。今回、このエアブロー機器をパルスブロータイプのエアブロー機器に更新する。導入するパルスブロータイプのエアブロー機器は、従来のものより省エネ性能が〇%優れているため、年間で〇〇k1程度のエネルギー消費量の削減が見込まれ、電力消費に伴うCO2排出量を減少させることが可能であり、別表2-3(2)のとおり1.2%の炭素生産性の向上が見込まれる。これにより、会社全体のCO2排出量を年間t/CO2削減することが可能であり、目標年度である2027年度に我が社全体の炭素生産性を上記の設備投資と合わせて18.7%向上させることを見込む。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

### 3-3. ⑧ 記載例・審査のポイント 別表4

- 別表4に、事業適応の実施に必要な資金の額及び調達方法を記載します。

別表4 (事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法)

事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

調達方法 費用	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
事業適応の実施に必要な資金の額	0	〇〇銀行 5,000	500	0	5,500	

- 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

# (目次)

## 1. 制度の概要 .....p.2

## 2. 炭素生産性について .....p.7

2-1. 炭素生産性の計算方法（計画全体） .....p.8

2-2. 炭素生産性の計算方法（生産工程効率化等設備：1%以上向上） .....p.14

## 3. 申請方法・審査のポイント .....p.19

3-1. 申請手続きのスケジュール等 .....p.20

3-2. 申請に必要な書類 .....p.26

3-3. 記載例・審査のポイント .....p.29

## 4. 問合せ先・FAQ等 .....p.37

## 計画認定の各省庁窓口

- 計画認定は、事業を所管している省庁が行いますので、計画の対象となる事業を所管している省庁にご相談ください。
- 担当省庁が不明な場合や産業競争力強化法の一般的な問合せは、経済産業省まで。
  - ▶ エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係窓口：環境政策課GX推進企画室（代表）03-3501-1511

省庁	主な担当業種	担当課室	電話番号
経済産業省	製造業、流通・小売業	経済産業政策局 産業創造課	03-3501-1560
金融庁	金融機関	総合政策局 総合政策課	03-3506-6000
警察庁	警備業	生活安全局 生活安全企画課	03-3581-0141
総務省	通信・放送業	情報流通行政局 地域通信振興課 デジタル経済推進室	03-5253-5857
財務省	たばこ事業、塩事業	理財局 総務課たばこ塩事業室	03-3581-4111
	酒類業	国税庁 課税部 酒税課	03-3581-4161
厚生労働省	医薬品製造業	医政局 医薬産業振興・医療情報企画課	03-5253-1111
農林水産省	食品産業	大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課 (DX、繰越欠損金の控除特例) 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室 (カーボンニュートラル)	03-3502-8111
国土交通省	運輸業 (鉄道業・造船業を除く)	総合政策局 参事官 (交通産業) 室	03-5253-8111
	鉄道業	鉄道局 総務課 企画室	
	造船業	海事局 船舶産業課	
	建設業	不動産・建設経済局 建設市場整備課	
環境省	廃棄物処理業	再生循環局 廃棄物規制課	03-3581-3351
	フロン業	地球環境局 フロン対策室	

## 経済産業省所管業種の窓口について

- 経済産業省所管業種に該当する方で、①DX投資促進税制、②CN投資促進税制のいずれかの認定申請については、**申請者の資本金が100億円以下及び投資額が10億円以下の計画**に限り、地方経済産業局への申請も可能となっておりますので、最寄りの地方経済産業局までご相談下さい。

地方経済産業局	担当課室		担当	電話番号
北海道経済産業局	地域経済部	製造・情報産業課	D X	011-700-2253
	資源エネルギー環境部	環境・資源循環経済課	カーボンニュートラル	011-709-1754
東北経済産業局	地域経済部	情報政策・半導体戦略室	D X	022-221-4895
	資源エネルギー環境部	カーボンニュートラル推進室	カーボンニュートラル	022-204-2385
関東経済産業局	地域経済部	デジタル経済課	D X	048-600-0284
	資源エネルギー環境部	カーボンニュートラル推進課	カーボンニュートラル	048-600-0356
中部経済産業局	地域経済部	航空宇宙・次世代産業課情報政策室	D X	052-951-8457
	資源エネルギー環境部	カーボンニュートラル推進室	カーボンニュートラル	052-951-2566
近畿経済産業局	地域経済部	次世代産業・情報政策課	D X	06-6966-6008
	資源エネルギー環境部	カーボンニュートラル推進室	カーボンニュートラル	06-6966-6055
中国経済産業局	地域経済部	地域経済課	D X	082-224-5684
	資源エネルギー環境部	カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室	カーボンニュートラル	082-224-5713
四国経済産業局	地域経済部	製造産業・情報政策課	D X	087-811-8520
	資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課	カーボンニュートラル	087-811-8532
九州経済産業局	地域経済部	情報政策課 デジタル経済室	D X	092-482-5552
	資源エネルギー環境部	カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室	カーボンニュートラル	092-482-5468
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部	地域経済課	D X	098-866-1730
	経済産業部	エネルギー・燃料課	カーボンニュートラル	098-866-1759

## 【参考】FAQ

- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制に関するFAQは以下のホームページに掲載の資料「**エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（CN投資促進税制）Q&A**」をご確認ください。  
⇒ [https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku\\_kyoka/jigyo-tekio.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html)

## 【参考】主な関係法令

- 産業競争力強化法
  - － 事業適応の定義などを記載
- 産業競争力強化法施行規則
  - － 申請手続きの方法などを記載
- 事業適応の実施に関する指針、事業分野別実施指針
  - － 事業適応の認定要件などを記載
- 生産工程効率化等設備に関する命令
  - － 生産工程効率化等設備の要件などを記載
- 租税特別措置法
  - － 税額控除や特別償却など税制措置について記載
- 上記の関係法令はこちら  
⇒ [https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku\\_kyoka/jigyo-tekio.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html)